

社会教育という教育

社会教育という教育が存在している。

しかし、その実態を認識しているひとは少ないし、その意義はほとんど理解されていない。教育問題というのは、ほとんどが、学校教育という教育のことである。

一般に「教育は、学校の存在を前提としているところがあり、家庭教育の重要性も言われるが、しばしば学校教育を補完するものである。」

そこには、社会教育という用語はないようだ。

なぜ、社会教育ということばが日常的に使われないのか、

ところが、地域社会を基盤にして生活をしている人にとっては、案外、社会教育は、身近なことでもある。

たとえば、子育て中の両親が育児について学んだり、高齢者の活動、学びの場を確保したり、地域住民が、地域の課題について学び、参加したり、様々な情報・コミュニケーションを醸成する。

さらに、それは自治体にとっては、社会教育行政として推進しなければならない。(教育基本法) その先端の施設が、公民館、図書館、博物館(社会教育法)なのである。

この社会教育体制は、国の法律によって、自治体の求めに応じ、各市町村で推進・実施されるものである。

昭和時代は、そのような歴史変遷があった。

そして、平成時代に入ると、自治体のまちづくり政策において、類似の公共施設コミュニティセンターや保育所、介護施設、他の公共施設など、整備が盛んに進められ、近年では、財政健全化を配慮した、公共施設再整備の時代に入った。

この中で、老朽化した施設の再生や、機能統合・廃止などが計画され、教育政策として推進されてきた社会教育施設(図書館・公民館)も他の公共施設と同様施設再生事業の対象となってきたが、

ここで、問題なのは、「教育政策」と「公共施設再生計画」についての政策・施策調整です。

特に、本市では「中学校区をエリアとして整備してきた社会教育施設、現在、7公民館体制の施策に対して、公民館施設の老朽化を理由に

大久保公民館を再築し、生涯学習統合施設へ

これにより、屋敷公民館を廃止し

さらに

菊田公民館の老朽化に伴い機能を停止し

さらに

谷津公民館・袖ヶ浦公民館・実花公民館→指定管理委託化へ

という「公共施設再生計画」が示されている。

既に、大久保公民館、大久保図書館については、改築、増床が図られ後、名称を変更し中央公民館、中央図書館に改名したようだ。(法に準じない施設になった?)

生涯学習統合化後は、施設管理業務は、施行者のSPCに委託、社会教育施設業務については、教育委員会で執行することになっているが、

この社会教育施設の設置および運営についての変更については、上位機関(県)との事前調整(公民館運営基準)の協議が推進されていないのではないか?、届け出もなされていないようです。(県に確認)

教育委員会としての変更手続きや、これに伴う「社会教育計画、運営計画の変更」の届け出を為し、更新された公民館、図書館としての認可を得る作業が滞っているのである。

今後の、公民館運営については、すでに、公民館運営審議会への諮問・答申を経て、新たな大久保公民館は、他の地区館の中央館として、「予算・決算、職員研修事業、事業研究の調整を図る」、役割を果たすものとしている。

しかしながら、現行の公民館は、運営基準に基づく、専門職員の配備がなく、事業活動、展開が十分に機能しておらず、さらに課題となっている「文化振興計画」の地域推進の事業計画も提案できない状態にある。このような状況から脱し、法に準じた新たな公民館運営体制を築くことが重要かと思われます。

教育委員会に専任の社会教育主事(法 第2章)が配されているが、平成4年以後、公民館設置、運営についての「変更の届出事務」を行っていないので、教育委員会は社会教育主事の権能に基づき「届け出」の手続きを履行し、社会教育の現場体制の樹立を図り、また、法務担当の職員が不在していることから社会教育法、教育行政法、および執行について、法令を遵守すべく熟読をすることは、大変重要な政策、業務である。

いわゆる一般行政の「生涯学習論」にて教育行政が推進されていますが、当該施設の準拠法である「社会教育法」に準じた施策推進を、履行すべきではないでしょうか?

半世紀近く進めてきた習志野の教育政策、社会教育業務の成果を失ってはならないと思います。

